

阿蘇中部3町村合併協議(協定)項目一覧表

○印は協議会で承認された項目

区分	番号	項目	承認
基本的事項	1	合併の方式	○
	2	合併の期日	○
	3	新市の名称	○
	4	新市の事務所の位置	○
	5	財産及び債務の取扱い	○
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市建設計画	○
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○
	9	地方税の取扱い	○
その他必要な協議事項	10	一般職員の身分の取扱い	○
	11	特別職等の身分の取扱い	○
	12	条例、規則等の取扱い	○
	13	事務機構及び組織の取扱い	○
	14	一部事務組合の取扱い	○
	15	使用料、手数料等の取扱い	○
	16	公共的団体等の取扱い	○
	17	補助金・交付金等の取扱い	○
	18	町・村・字名の取扱い	○
	19	慣行の取扱い	○
	20	国民健康保険の取扱い	○
	21	介護保険の取扱い	○
	22	消防団の取扱い	○
	23	行政区の取扱い	○
	24	姉妹都市の取扱い	○
	25	国際交流事業の取扱い	○
	26	電算システム事業の取扱い	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○
	28	防災関係事業の取扱い	○
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	○
	30	保健衛生関係事業の取扱い	○
	31	病院・診療所(直営)の取扱い	○
	32	障害者福祉事業の取扱い	○
	33	高齢者福祉事業の取扱い	○
	34	児童福祉事業の取扱い	○
	35	保育事業の取扱い	○
	36	その他の福祉事業の取扱い	○
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い	○
	38	環境対策事業の取扱い	○
	39	農林水産関係事業の取扱い	○
	40	商工観光関係事業の取扱い	○
	41	建設関係事業の取扱い	○
	42	上・下水道事業の取扱い	○
	43	学校教育関係の取扱い	○
44	社会教育関係の取扱い	○	

阿蘇市幹線道路整備促進 期成会委員名簿(敬称略)

【理事】 町村長、町村議会議長、合併特別委員長

町村名	一の宮町	阿蘇町	波野村
首長	渡邊力丸	河崎敦夫	市原新
議会議長	家入哲也	松永勲	水野日出男
合併特別委員長	宮崎昭光	高藤拓雄	後藤新一

【委員】

- 商工会 一の宮町商工会長 笹田陽三
- 阿蘇町商工会長 谷崎千浪
- 波野村商工会長 阿南洋
- 観光協会 ASO一の宮町観光協会副会長 志賀昭男
- 阿蘇町観光協会長 小笠原徹朗
- 旅館組合 阿蘇温泉観光旅館組合長 和田晃知
- 土地改良区 一の宮町土地改良区理事長 吉田満雄
- 阿蘇土地改良区理事長 洞田貫逸雄
- 赤仁田土地改良区理事長 工藤一雄
- 文化協会 3町村文化協会代表 岩永浩
- 区長会 一の宮町区長会長 柚上国人
- 阿蘇町区長会長 森山幸義
- 波野村駐在員会長 阿南輝和
- 農業協同組合 阿蘇農業協同組合長 丸山信義
- 森林組合 阿蘇郡森林組合副組合長 村上峰喜

であると位置付けられました。
 現在3町村は、国道57号線で結ばれていますが、この国道は、熊本・大分間の主要産業道路であり、又、観光道路でもあるため交通量も多く渋滞の日もあり、生活道路としては不便であります。合併後の阿蘇市の東西間の距離は、約四十キロの距離があることから、赤水地区から一の宮を経て波野地区まで、国道外の幹線道路の整備を考えるものです。この道路の整備には多くの財源を要することになるため、期成会を設立し重点課題として、事業の推進を図るものであります。

